

**令和3年4月1日から**

**現在お持ちの受給者証に記載のない「指定医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション）」においても、受給者証を使用できるようになります。**

## ～注意事項～

**● 令和3年4月1日以降は、指定医療機関の追加・変更に係る手続きが不要になります。**

- ① 受給者証の利用方法については、これまでと変更はありません。  
※氏名・住所・保険等の変更はこれまでと同様に保健所の窓口で手続きが必要です。
- ② 指定医療機関以外の医療機関では医療費助成の対象になりません（これまでと同様）。  
※指定医療機関であっても、承認された病名に関係がない治療等は医療費助成の対象となりません。
- ③ 令和3年3月31日診療分までは、これまでどおり、申請した指定医療機関での診療分のみを医療費助成の対象とします。
- ④ **各都道府県、政令指定都市または中核市が指定した指定小児慢性特定疾病医療機関**であれば受給者証を使用でき、医療費の助成を受けることができます。
- ⑤ 受給者証の取り扱いは、各都道府県・政令指定都市・中核市によって異なります。転居の際はご注意ください。

**<<指定医療機関かどうかの確認方法>>**

- ① 各医療機関へ問い合わせる。
- ② ホームページで確認する。

※各医療機関が所在する都道府県、政令指定都市または中核市のホームページ

- ③ 各保健福祉（環境）事務所または各市保健所へ問い合わせる。